

中古住宅を売買、賃貸借契約をする前に・・・



住宅の点検 (既存住宅状況調査)

を実施しませんか？

既存住宅状況調査費用の**半額**（上限5万円）

を補助します！

既存住宅状況調査とは？

国土交通省の定める講習を修了した建築士が行う、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況調査です。

詳細は国土交通省HPまで→



※改修補助金を利用する場合は当該調査が必須です。

🏠既存住宅状況調査のメリットは？🏠



売主・貸主


- ・引渡し後のトラブルを少なくする。
- ・競合物件との差別化に役立つ。

買主・借主

- ・より安心して購入の判断ができる。
- ・購入前にメンテナンスの見通しが立てやすい。



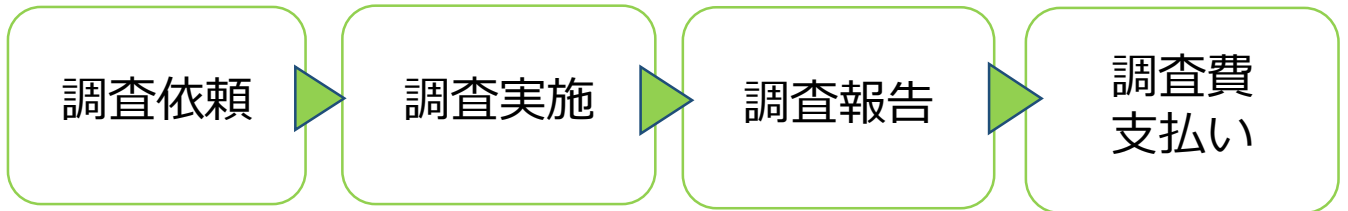
補助制度の概要 ※各種条件があります。

対象住宅	わかやま住まいポータルサイトに登録された居住用の空き家	
申請者	わかやま住まいポータルサイトHP→ 売買又は賃貸借契約を締結するにあたり、既存住宅状況調査を行う者 (売主・貸主または買主・借主)	
対象経費	和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所所属の既存住宅状況調査技術者が、補助申請年度の4月1日以降に実施した既存住宅状況調査 ※売買・賃貸借契約前に実施する調査に限ります。	
補助額	既存住宅状況調査費用（配管・設備、雨樋などの追加調査含む）の 1/2（上限5万円） ※予算額に達し次第、受付終了	
提出書類	①申請書（様式第1号）②調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみ） ③調査技術者講習の修了証の写し等④領収書等⑤通帳の写し等⑥売買・賃貸借 契約書の写し（調査結果で劣化事象等が無い場合のみ）	

▶調査と申請手続きの流れ

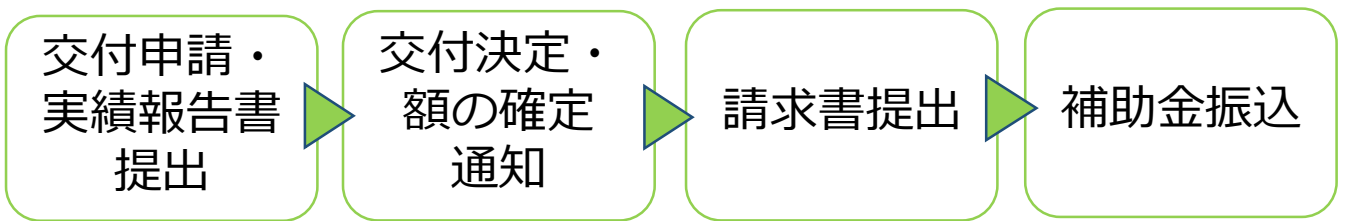
1 既存住宅状況調査の流れ（申請者⇔調査技術者※）

※和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所所属の既存住宅状況調査技術者に依頼してください。



2 補助金申請の手続き（申請者⇔和歌山県）

※補助申請年度の2月末日までに申請してください。



▶既存住宅状況調査技術者検索及び相談窓口はこちら

和歌山県住宅検査(既存住宅状況調査)窓口
一般社団法人和歌山県建築士会
(〒640-8045 和歌山県和歌山市ト半町38)
電話：073-423-2562



Webはこちら

▶既存住宅状況調査補助金申請窓口はこちら

地域	窓口	電話番号
和歌山市 海南市・紀美野町	海草振興局 地域づくり部 地域づくり課	073-441-3373
紀の川市・岩出市	那賀振興局 地域づくり部 地域づくり課	0736-61-0014
橋本市・かつらぎ町 九度山町・高野町	伊都振興局 地域づくり部 地域づくり課	0736-33-4915
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	有田振興局 地域づくり部 地域づくり課	0737-64-1276
御坊市・美浜町 日高町・由良町・印南町 みなべ町・日高川町	日高振興局 地域づくり部 地域づくり課	0738-24-2928
田辺市・白浜町 上富田町・すさみ町	西牟婁振興局 地域づくり部 地域づくり課	0739-26-7947
新宮市・那智勝浦町 太地町・古座川町 北山村・串本町	東牟婁振興局 地域づくり部 地域づくり課	0735-21-9627

★既存住宅状況調査補助金制度のお問い合わせは、
和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課 073-441-2930まで